

滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例（案）（第1条のみ）

旧	新
<p>前文 省略</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段による意思疎通ならびに情報の取得および利用（以下「障害の特性に応じた意思疎通等」という。）の促進について基本理念を定め、県の責務および県民等の役割を明らかにするとともに、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に係る施策を総合的に推進し、もって全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>第2条以下 省略</p>	<p>前文 省略</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（平成31年滋賀県条例第8号）第24条の規定の趣旨にのっとり</u>、手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段による意思疎通ならびに情報の取得および利用（以下「障害の特性に応じた意思疎通等」という。）の促進について基本理念を定め、県の責務および県民等の役割を明らかにするとともに、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に係る施策を総合的に推進し、もって全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>第2条以下 省略</p>